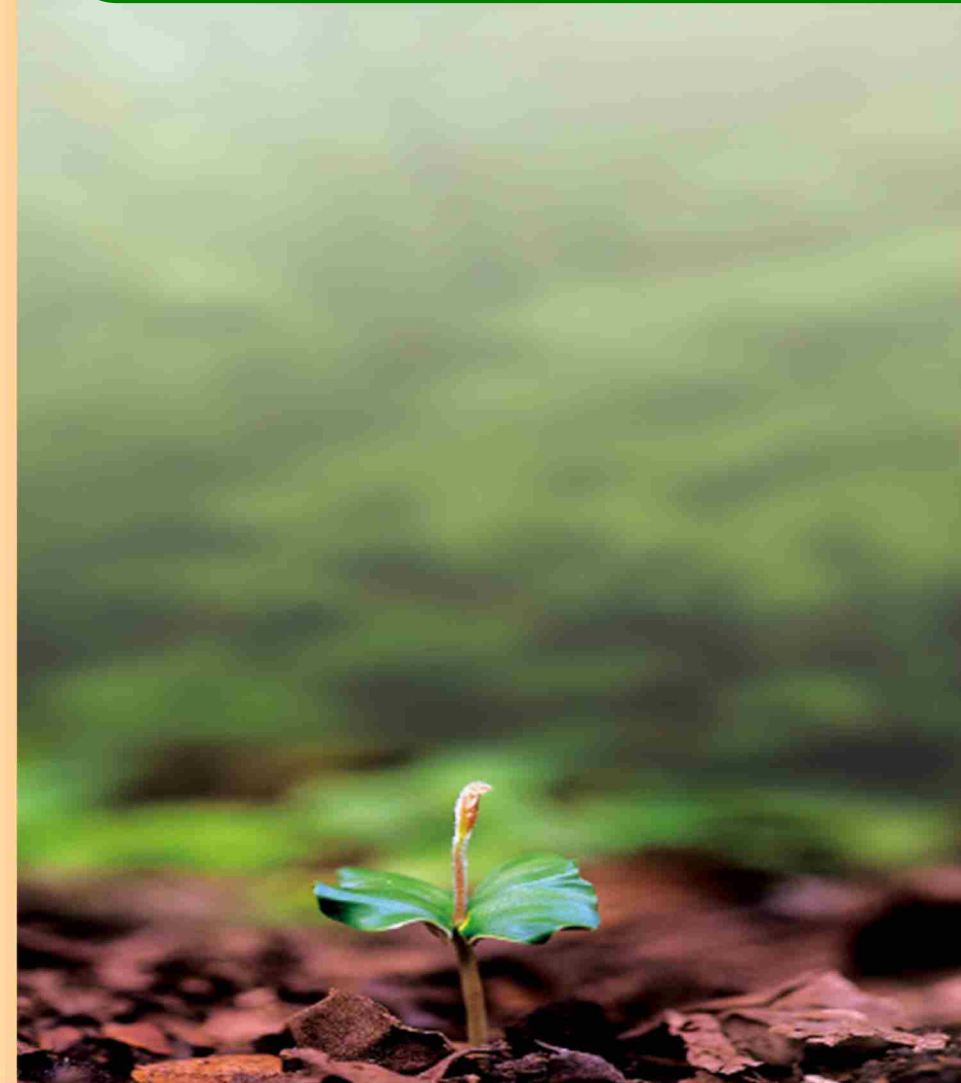


# 自然再生基本方針見直し これまでの論点の整理



## 主務省庁の作業

H30. 5月～8月

- 自然再生事業のレビュー結果の整理
- 自然再生基本方針の変更に向けた論点案の検討

H30. 8月～12月

- 自然再生基本方針の変更に向けた論点の整理

H30. 12月～H31. 2月

- ヒアリング意見を踏まえた論点の修正と取りまとめ

H31. 2月～7月

- 専門家会議意見を踏まえた変更案の作成
- 関係省庁の変更案の調整

パブリックコメント (H31. 第2四半期)

H31. 第2四半期

- パブリックコメントを踏まえた変更案修正

## 自然再生専門家会議等

- ← ○ 自然再生専門家会議 (H30. 8)
  - ・ レビュー結果に関する議論
  - ・ 見直しに関する論点の整理
- ← ○ 法定外協議会ヒアリング (H30. 10頃)
- ← ○ 法定協議会ヒアリング (H30. 11)
- ← ○ 日本学術会議 分科会 (H30. 11)
- ← ○ 環境団体等ヒアリング (H30. 12)
- ← ○ 自然再生専門家会議 (H31. 2)
  - ・ 基本方針見直しに関する議論

※ 自然再生専門家会議委員委嘱手続き
- ← ○ 自然再生専門家会議(R元.7.25)
- ← ○ 自然再生専門家会議(R元.10月予定)
- ← ○ 自然再生推進会議(R元.12月予定)

自然再生基本方針見直しの閣議決定(R元.12月目標)

## 自然再生の課題

- ・ 法定協議会設立に関する課題
- ・ 小さな自然再生推進に関する課題
- ・ 生態系ネットワーク形成の推進に関する課題
- ・ 生態系の防災・減災機能の発揮に関する課題
- ・ 普及啓発に関する課題

## 関連する法律成立・改正

- ・ 気候変動適応法成立への対応
- ・ 種の保存法改正への対応

## 第五次環境基本計画の閣議決定

- ・ 「地域循環共生圏」構築
- ・ グリーンインフラ及びEco-DRRの推進
- ・ 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用
- ・ 生態系ネットワークの形成の推進

## 自然再生専門家会議における意見

協議会、NPO、学識経験者等の意見

## 自然再生基本方針の見直し

### 論点①

#### 自然再生基本方針の構成の変更

### 論点②

#### 現行基本方針の記載強化

- ・ 自然環境を取り巻く状況
- ・ 希少種の保全及び外来種対策
- ・ 生態系の防災・減災機能の発揮
- ・ 生態系ネットワークの形成 等

### 論点③

#### 関連する法律成立・改正に伴う対応

- ・ 気候変動適応法成立への対応
- ・ 種の保存法改正への対応

### 論点④

#### 第五次環境基本計画の反映

- ・ 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用
- ・ 「地域循環共生圏」構築に向けた取組の推進

## 運用の改善による課題への対応

- ① 法定協議会の設立・運営に資する資料の作成
- ② 市町村、地元団体等への情報提供
- ③ 相談体制の強化
- ④ 事例等の情報収集と普及・啓発の強化

## 【論点】

現行の自然再生基本方針は第一項の「自然再生の推進に関する基本的方向」が大部分を占めるなど、各項の分量のバランスが悪く、似た項目を分けて記載している項目があることから、今回の見直しを機会に構成を組み換え。

## 【見直しのポイント】

- ・ 「1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性」に記載のうち自然再生の特徴にあたるものを同項目に残し、自然環境学習の項目は「4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項」に統合、それ以外の項目は「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」に移行する。
- ・ 「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」の記載項目を「(1) 国・地方公共団体等の役割」「(2) 自然再生の推進に関する重要事項」に分ける。

【構成の変更の具体イメージ】

現行	構成見直し案
<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向                      (1) わが国の自然環境を取り巻く状況                      (2) 自然再生の方向性                      事業の対象、多様な主体の参加、科学的知見、順応的進め方、<u>自然環境学習</u>、<u>産業との連携</u>、継続実施、再生後の自然環境の扱い、<u>希少種保全・外来種対策</u>、<u>防災・減災</u>、再生の役割、その他（<u>一部</u>）</p> <p>2 自然再生協議会に関する基本的事項</p> <p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項</p> <p>4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項</p> <p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項  <u>推進会議・専門家会議</u>、<u>調査研究</u>、<u>情報収集提供</u>、<u>普及啓発</u>、<u>協議会支援</u>、<u>広域的視点</u>、<u>小さな自然再生</u></p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向                      (1) わが国の自然環境を取り巻く状況                      (2) 自然再生の方向性                      事業の対象、多様な主体の参加、科学的知見、順応的進め方、継続実施、再生後の自然環境の扱い、再生の役割、その他</p> <p>2 自然再生協議会に関する基本的事項</p> <p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項</p> <p>4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項</p> <p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項                      (1) <u>国・地方公共団体等の役割（新設）</u>                      推進会議・専門家会議、調査研究、情報収集提供、普及啓発、協議会支援                      (2) <u>自然再生の推進に関する重要事項</u>  <u>地域循環共生圏</u>、産業との連携、<u>SDGs</u>、<u>気候変動対策</u>、<u>防災・減災</u>、<u>生態系ネットワーク</u>、<u>希少種保全・外来種対策</u>、<u>広域的視点</u>、<u>小さな自然再生</u></p>



## ②-1 自然環境を取り巻く状況

- ・ 自然環境を取り巻く状況として、「人口減少下の対応」、「環境基本計画」等の情報を追記する。

### 【見直しの具体イメージ(1)】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。**さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境保全の取組や里山等の二次的自然の管理にも影響を与えています。**その結果、生物多様性は減少し、人間の生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においてもエネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、**国内の資源が過少使用（アンダーユース）の状態になったことや、不適切な農薬・化学肥料の使用や経済性・効率性を優先した基盤整備のが進行したこと**とあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。

## ②-1 自然環境を取り巻く状況

- ・ 自然環境を取り巻く状況として、「人口減少下の対応」、「環境基本計画」等の情報を追記する。

### 【見直しの具体イメージ(2)】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、（略）自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。**また、平成30年4月に第五次環境基本計画が閣議決定され、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、農山漁村も都市も活かし、我が国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。**

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）されています

これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による**生物の分布の変化や生態系への影響の可能性も指摘されているさまざまな事例が観察が起きている確度は高いと評価され、今後もその影響は拡大すると予測**されています。

## ②-2 希少種の保全及び外来種対策

- ・ 希少種の保全及び外来種対策として、「外来種被害防止行動計画」「保護増殖事業との連携」の情報を追記する。

### 【見直しの具体イメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の方向性

⇒ 5(2)キに本項目を移動

ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策（一部）

その際、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息しており、保護増殖事業等との連携にも配慮しつつ、生息・生育地の整備や管理、生息・生育状況のモニタリング等を行うとともに、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生息地の整備や個体の繁殖等を行う保護増殖事業との連携や、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。

これに加えて、外来種被害防止行動計画の考え方も踏まえ、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐとともに、新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生においては積極的に防除を進めるよう努めることが重要です。



## ②-3 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

- ・生態系の防災・減災機能の発揮については、関係省庁が連携して取り組む必要があることから、防災・減災機能の発揮に関する事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

### 【見直しの具体イメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (2) 自然再生の方向性

⇒ 5(2)オに本項目を移動

#### コ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生（一部）

東日本大震災等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然と共に生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。

また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海つながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して森・里・川・海つながりを再生していくことが必要です。

また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることから、国は災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進しています。このような自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

## ②-4 生態系ネットワーク形成の推進

- ・生態系ネットワークの構築は関係省庁の複数事業が協力・連携して取り組む必要があることから、関係省庁が協力して、生態系ネットワークの形成に向けた事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

### 【見直しの具体イメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の方向性

⇒ 5(2)カに本項目を移動し、

新たに「生態系ネットワークの形成」の項目を立てる。

シ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことが**重要**です。

**生態系ネットワークの形成にあたっては、保護地域だけでなく、民間が保全する地域等も含めた保護地域以外の生物多様性保全上重要な地域なども視野に入れつつ、流域圏など地域的なまとまりにも着目し、さまざまなスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図るための取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めることが重要です。また、形成にあたって外来種の生息・生育範囲を拡大させることがないよう留意することも重要です。さらに、国は生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。**

また、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態系ネットワーク形成への配慮も必要です。

## ②-5 グリーンインフラの推進

- ・「国土利用計画」、「環境基本計画」においてグリーンインフラ等が位置づけられたことや、その後の「グリーンインフラ推進戦略」での議論を踏まえた記載の強化。

### 【見直しの具体イメージ】

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

⇒ 5(2)クに本項目を移動

このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めることが重要です。

また、持続可能で魅力ある国土づくりや都市・地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取組を推進することも重要です。

さらに、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネットワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要です。

## ②-6 その他

- ・ 自然再生活動に対する企業から期待される支援について、「資材」や「労力」に加えて、「技術」を追記。

### 【見直しの具体イメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の方向性

カ 地域の産業と連携した取組

⇒ 5(2)イに本項目を移動

また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力、**技術**の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマスを利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取組につながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらすため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

### ③-1 気候変動適応法成立への対応

平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

現行の基本方針においても、自然再生事業の実施にあたっては地球温暖化対策への配慮が必要としており、併せて同法の成立についても基本方針に記載する。

#### 【見直しの具体イメージ】

##### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

###### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、気候変動適応、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

###### (2) 自然再生の方向性（一部）

また、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止や気候変動への適応等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。



【見直しの具体イメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の方向性

⇒ 5(2)エに本項目を移動し、  
新たに「気候変動対策の取組」の項目を立てる。

シ その他自然再生の実施に必要な事項

気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動への適応に取り組む必要があります。適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年3月には「気候変動適応法」が公布されました。

このため、自然再生の実施にあたっては、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候変動適応法」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。「気候変動の影響への適応計画」これに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを実施して気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成の推進や、防災・減災等に資する「生態系を基盤とするアプローチ」による気候変動適応（EbA）必要に応じて劣化した生態系の再生の推進を図っていくことが重要です。

### ③-2 種の保存法改正への対応

平成30年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（種の保存法）」改正案が施行された。

現行の基本方針においても、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要であり、同改正法の施行についても基本方針に記載する。

#### 【見直しの具体イメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の方向性

⇒ 5(2)キに本項目を移動

ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策（一部）

今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じており、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要です。平成30年6月に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」においては、里地里山等の二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度等が創設されました。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成30年4月に閣議決定された希少野生動植物種保存基本方針を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

#### ④ 第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）の考え方の反映方針

わが国は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、人口の地域的な偏在も加速しており、地域コミュニティの弱体化を招いたり、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となることが懸念される。

環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しているため、環境施策の展開にあたっては「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化させることとしている。

平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）は、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動により複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。このため、具体化にあたってはSDGsの考え方を取り入れていくことが重要である。

また、具体化の鍵として、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」が重要となる。

#### 反映

自然再生は地方公共団体、企業、地域住民等により地域の自主的な取組として取り組まれてきたところであるが、多くの協議会において経済面（活動資金等）や人材面（担い手等）で、活動の継続性に問題を抱えている。

今後の自然再生の推進にあたっては、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して各主体が経済合理性に沿って自然再生を推進していく経済的手法を活用することも検討していく必要がある。

#### 基本方針での対応

「SDGsの考え方の活用」「地域循環共生圏の構築」のテーマを基本方針の見直しに反映させる。

### ④-1 「地域循環共生圏」構築に向けた取組の推進

環境省は10の実証地域において自然共生分野に係る地域循環共生圏構築に向けた検討業務を実施中であり、成果として「地域循環共生圏構築の手引き」を作成し、バージョンアップ。

#### 【見直しの具体イメージ】

##### 【5(2)アに「地域循環共生圏の構築の取組」の項目を追加】

第五次環境基本計画では、各地域で地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的なつながりや人、資金等の経済的つながり）として、「地域循環共生圏」を構築していくことを目指しています。

自然再生は地域の自主性を尊重した取組として実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取組の継続性に課題を抱えています。

自然再生の取組の継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的合理性に沿って自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりのなかで自然再生に取り組むことが重要です。

## ④-2 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

平成27年9月ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標であり、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

### 【見直しの具体イメージ】

#### 【5(2)ウに「SDGs達成に向けた取組」の項目を追加】

平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17のゴールと169のターゲットが提示されており、17のゴールにはエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれました。

SDGsには、複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生の実施にあたっては、地域循環共生圏構築の取組等と併せて、SDGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。

また、企業によるSDGsへの取組を推進する動きが広がりつつあることから、自然再生においてSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要です。



## ① 法定協議会の設立・運営に資する資料の作成

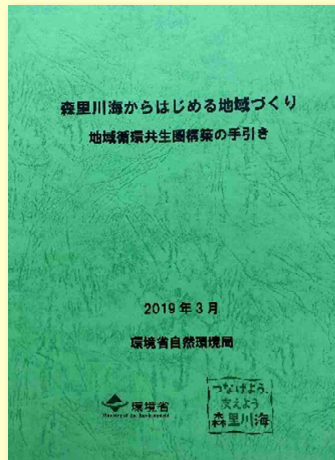
法定協議会の設立や運営を行う上で参考となる資料等を作成して、地域の活動団体等を支援する。

例① 自然再生全体構想作成の手引き  
(仮称)

法定協議会化を目指す地域の活動団体等に提供することを想定し、法定協議会の設立や運営を行う上で参考となる資料等を作成。

例② 地域循環共生圏構築の手引き

「地域循環共生圏構築事業」のモデル事業の結果を踏まえ、プラットフォームづくりや人材育成等の手法について取りまとめた手引きの提供。



## ② 市町村、地元団体等への情報提供

市町村・地元団体等に対し、ニュース形式のメール配信等により情報提供を実施。

法定協議会を組織しようとする地域の活動団体等への情報提供方法を検討。



## ③ 相談体制の強化

相談用メールアドレスを開設し、設立・運営を含めた相談に対して、環境省・国土交通省・農林水産省で情報共有しつつ、丁寧に対応できる体制を整備。



shizen-saisei  
@env.go.jp

## ④ 事例等の情報収集と普及・啓発の強化

自然再生の取組事例について情報収集を行うとともに、ウェブサイトの充実やパンフレットの作成・配布等によって地域への普及・啓発を強化。



自然再生Websiteの充実



事例の収集・整理



パンフレットの作成